

Can Do

“可能性への挑戦”

第12号 第12号



金田会計事務所通信

選択の自由

ノーベル賞経済学者でマネタリストの重鎮、M・フリードマン教授の有名な著書「選択の自由」は私の学生時代に大きな影響を与えた本の一冊です。当時、共産主義の影響が大きかった頃でしたが、共産主義の中国と自由主義の台湾の経済力の圧倒的な差など自由経済の素晴らしさ、自由の大切さを理解することができました。自由な選択が保証されなければ成長や発展はないのです。まさしく現代は自由主義経済がグローバルに展開して繁栄を謳歌している世界です。反面、過激な競争、弱肉強食、格差などを生み出し、今日の勝者も明日は敗者となる恐ろしい時代かもしれません。

経営者なら誰でも先が見えない場合だけでなく、順調な時でさえ今後の見通しについて「選択」しなければならないことに悩まされます。「選択」とは自分の意思・立場を明確にするものでまさしく大きな「決断」です。ただ、その結果を考えないものであれば、無責任なだけでリーダー失格です。しかし、選択肢は多すぎると何をすればいいか分からなくなります。そうならば自分の納得できるものを選ばなければなりません。周囲よりも自分自身を説得し、行動させるのが一番難しいのですから。

現在の状況や各種データで考えすぎると何もできなくなるかもしれません。iPod でSONYを打ち負かしたアップル社のスティーブ・ジョブズは「僕は自分が何を求めているか知っているし、消費者が何を求めているかも知っているんだ。」と言い放ち、市場調査のみを信頼して新事業を決定していません。彼のような人達は**自分の信念・使命感により自ら新しく創造してきた**のです。時には発想が新しすぎて、時代のほうがまだ追いついていないときもあります。

私は日々激しく業務を遂行する**経営者の勘や不安はほとんどの的中する**と思っています。そのときの「選択」こそ、**自己の原則(理念)**に従ったものであるか、最善・最悪の**結果を想定したもの**であるかが重要になってきます。

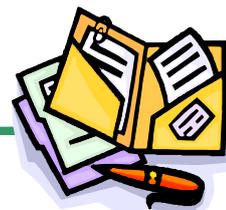
そういう意味では、政権を投げ出した福田総理は、自分の行ってきたことが正しいというのなら、禅譲密約はないと否定するのではなく、せめて明確に後継者を指名して欲しかったです。この日本のトップの意思決定が見られなくなってきたのは寂しいばかりです。

成年後見人って何？（法定後見制度の概要）



従来の禁治産制度は、個人の尊厳を基調としていないなどの内容や軽度の者は利用できないといった様々な問題点がありました。新しい法定後見制度はこの禁治産制度に代え、個人の尊厳と自立を尊重し、高齢化社会への対応及び知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から介護保険制度導入とともに創設されたものです。

【どんな種類がある？】



「成年後見」、「保佐」、「補助」の3種類があります。「成年後見」とは、「精神上の障害により判断能力を欠く常況」にある場合をいい、「保佐」とは「精神上の障害により判断能力が著しく不十分」な場合を、そして「補助」は「精神上の障害により判断能力が不十分」な場合をいいます。これらの類型に従い、後見人等に与えられる権限は異なるのです。

【後見人等の権限は？】

「**成年後見人**」には全面的な「代理権」と「取消権」が与えられ、「**保佐人**」には「同意権留保」が設定されます。同意権が留保された行為については「取消権」が認められます。「代理権」は被保佐人本人の同意を得て申し立てにより認められます。「**補助人**」は一部の「同意権留保」について申し立てにより認められるのみで、被補助人本人の同意が必要となっていて、「代理権」も同様です。ですから「成年後見人」は、財産管理権を持ち、自分の行動の意味や結果を理解できない被後見人に代わり、契約等を行い、法律面、生活面での支援をしていくこととなります。

【どのようにすれば制度を受けられる？】

まずは、**家庭裁判所に申し立てます**。申立人は本人又は4親等内の親族が行い、稀に市町村が行うこともあります。家庭裁判所は当人の状況を医師による「鑑定」、「調査」等により審理を行い、認容又は却下の審判を下します。後見人等が選任されればすばやく登記、届出、財産調査などが行われます。





【後見人等は誰になる？】

家庭裁判所により選任されます。子供などの親族が多くを占めていますが、近年では第三者（弁護士、税理士等の専門家）が増加している傾向です。成年後見人等の職務については、家庭裁判所が指導、監督を行い、定期的に報告を求めます。本人の財産が巨額で、より細やかな監督が必要な場合や、成年後見人等に対しての助言等が必要な場合には成年後見監督人等（成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人）を選任します。

【制度の問題点】

成年後見人は、被後見人の意思を尊重し（**意思尊重義務**）、本人の心身の状況及び生活の状況に配慮し（**身上配慮義務**）、財産管理事務と身上監護事務の責務を全うしなければなりません。つまり、日常生活の支出、住居の確保、医療・介護の契約などが中心になります。そのため、贈与や寄付行為は禁止され、また居住用不動産の処分や利殖行為も制限されます。ですから、相続税対策も難しくなります（被後見人ではなく、その相続人のための行為であるから）。最近では、成年後見人が勝手に財産を処分することにより解任されたり、詐欺により訴えられる事件などが問題となっています。



【制度の利用】

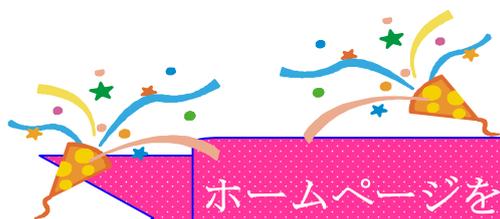
この制度は財産の管理についてクローズアップされる傾向にあります。しかし、本来の趣旨から見ると、本人が何を大事に生活してきたのか、何にお金を使うのかの生活歴を知り、本人の価値観を理解することが大切になってくるため、親族や福祉関係者、市町村との連携なども重要になってきます。また、判断能力があるうちに、判断能力が低下した後のことを信頼できる人に頼んで、あらかじめ決めておくという契約による制度「**任意後見制度**」の利用も含めて検討することも必要となります。

（詳しくはお気軽にご相談下さい。）



赤字で税金の還付を受ける場合の注意点

最近の景気の動向から業績の悪化により税金の還付を受けるケースが増えてきています。特に、消費税の還付を受ける場合、不正請求の事件が頻繁に起こるようになったため、国税当局は還付に際して厳密に検討するように各税務署へ指示しているようです。そのため、赤字決算で税金の還付を受けた法人が税務調査を受けることが多くなりました。黒字の法人であれば帳簿書類をしっかりと整理・保存をしているケースがほとんどですが、「昔から赤字だったから帳簿書類はどうなっているかわからないよ。」という経営者の話をたまに聞きます。しかし、消費税法では、「…課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合には、適用しない」ため、消費税の還付の取り消しまたは追徴のケースがおこる可能性があるため、赤字会社であったとしても、しっかりと保管整理してください。



ホームページを開設しました

9月5日に当事務所のホームページを立ち上げました。今後、皆様への有用な情報提供を含め、充実させていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。また、事務所通信「Can Do」のバックナンバーも見ることができますのでご利用ください。

URL : <http://kaikei.asia/>



気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として
税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動
へのサポートを行っています。お気軽にご相談下
さい。

